

一般社団法人 ジパンゲアーティスト協会

定 款

平成21年 8月 6日 作 成

平成21年 8月27日 公証人認証

平成21年 8月28日 法人成立

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第1条(名 称)

当法人は、一般社団法人 ジパングアーティスト協会 と称し、英文名は、ZIPANG Artist Association とする。

### 第2条(目 的)

この法人は、日本のアニメ、漫画、ゲーム、イラストに携わる人々が創り出す、感性豊かで神秘性・創造性・独創性にあふれる作品を、日本および全世界の人々に送り届けることにより、新しいアートの価値を創造し、それらをもっと身近に、さらには幸せを感じられるよう、また同時に、それらを創り出すアーティスト達が、精神的・経済的に豊かな生活を獲得できるよう寄与することを目的とする。

### 第3条(事 業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 日本アニメーター、漫画家、イラストレーター、ゲームアーティスト（以下、「ジパングアーティスト」という）を精神的・経済的に支援するための下記事業
  - (1) 作品並びに活動の普及促進事業
  - (2) 創作活動支援事業
  - (3) 人材育成事業
- 2 ジパングアーティストの創り出す作品（以下、「ジパングアート」という）の展示会、講習会、セミナー、シンポジウムの企画・運営・開催事業
- 3 ジパングアートをを用いたグッズ、商品の企画開発および販売事業
- 4 ジパングアーティスト間および国際間の交流・貢献促進事業
- 5 WEBサイトの企画・開発・運営
- 6 ジパングアートをを用いた社会貢献活動
- 7 その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

### 第4条(主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市 に置く。

### 第5条(公告方法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

### 第6条(会員、入会及び種別)

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法律上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### 第7条(会費等)

正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### 第8条(退 会)

正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

### 第9条(会員の資格喪失)

前条の場合のほか、会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

1年以上会費等を滞納したとき

総社員の同意

成年被後見人又は被保佐人になったとき

死亡又は社員である団体の解散

除名

### 第10条(除 名)

会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

### 第11条(会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

## 第3章 社員総会

### 第12条(社員総会)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

### 第13条(社員総会の権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

社員の除名

監事の解任

理事及び監事の報酬等の額

計算書類等の承認

定款の変更

解散

その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### 第14条(招集)

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令により別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

### 第15条(議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

### 第16条(決議の方法)

社員総会の決議は、一般社団・一般財団法人第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 各社員は、各1個の議決権を有する。

#### **第17条(社員総会の決議の省略)**

社員総会の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### **第18条(議決権の代理行使)**

社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### **第19条(社員総会議事録)**

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第17条の場合も、前項の議事録を作成する。

## **第4章 社員総会以外の機関**

#### **第20条(社員総会以外の機関)**

当法人には、理事会及び監事を置く。

#### **第21条(理事及び監事の員数)**

当法人には、以下のとおり理事及び監事を置く。

理 事	3名以上
監 事	1名以上

#### **第22条(理事及び監事の資格)**

当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### **第23条(理事及び監事の任期)**

理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。

#### **第24条(代表理事)**

- 当法人に代表理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。
- 2 代表理事を、理事長と称する。
  - 3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

#### **第25条(監事の職務・権限)**

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査を調査することができる。

#### **第26条(報酬等)**

理事及び監事の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### **第27条(取引の制限)**

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

自己又は第三者のためにする当法人との取引

当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## **第5章 理事会**

#### **第28条(理事会の権限)**

- 理事会は、次の職務を行う。
- 当法人の業務執行の決定
  - 理事の職務執行の監督
  - 理事の選任及び解任、監事の選任
  - 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

### **第29条(招 集)**

理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### **第30条(議 長)**

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

### **第31条(理事会の決議)**

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### **第32条(理事会の決議の省略)**

理事が理事会の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### **第33条(職務執行状況の報告)**

代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

### **第34条(理事会議事録)**

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席理事及び監事がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第31条第2項の場合も、前項の議事録を作成する。

### **第35条(理事等の責任免除等)**

当法人は、一般社団・一般財団法人第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般社団・一般財団法人第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法第111条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、

10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 解 散

### 第36条(解散の事由)

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 社員総会の決議
- 存続期間の満了
- 法人の合併
- 社員が欠けたとき
- 法人の破産手続開始決定
- 解散を命ずる裁判

### 第37条(法人の継続)

前条第1号から2号までの事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

- 2 前条第4号の場合においては、理事会の承認により新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

## 第7章 計 算

### 第38条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

## 第8章 附 則

### 第39条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年7月31日までとする。

**第40条(設立時社員の氏名及び住所)**

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

田 口 旬 一  
杉 山 智 則  
中 川 信 幸  
若 山 泰 親

**第41条(設立時理事及び監事の氏名及び住所)**

当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時理事

田 口 旬 一  
杉 山 智 則  
中 川 信 幸  
若 山 泰 親

設立時監事

河 野 理 彦

**第42条(定款に定めのない事項)**

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人その他の法令の定めるところによる。